

## 管内一円道路情報提供装置保守点検業務委託 特記仕様書

### (適用)

第1条 この仕様書は、管内一円道路情報提供装置に係る保守点検業務（以下「業務」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 本業務は、福岡県八女県土整備事務所（以下「甲」という。）が管理する道路情報提供装置の機器を維持し、障害発生の予防を図る事を目的とする。

### (委託業務)

第3条 甲は、本業務を請負者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受注する。

2 乙は、業務を本特記仕様書により実施するものとする。

### (点検場所及び対象設備)

第4条 点検場所は八女市内とし、対象とする設備は下記のとおりとする。

#### カメラ装置

- ・国道442号（竹原峠：カメラ装置・機側装置）

#### 気象観測装置

- ・国道442号（竹原峠：気象観測装置、超音波積雪深計、温度計、路面温度計、路面凍結検知装置）
- ・県道52号（広内：気象観測装置、温度計、路面温度計、路面凍結検知装置）

#### 道路情報板

- ・国道442号（NO.101 大籠：NHL7型）
- ・県道52号（NO.2 久木原：NHL7MN2型）
- ・県道52号（NO.3 黒谷：BL13FMN2型）
- ・県道70号（NO.74 北川内桜TN起点：BL12型）
- ・県道70号（NO.75 北川内桜TN終点：BL12型）
- ・国道442号（NO.63 月足：BL13FMN2型）
- ・国道442号（NO.61 竹原峠：BL12F型）
- ・県道4号（NO.6 白木：BL13FMN2型）

### (点検回数及び期間)

第5条 業務の履行期間は、契約日から令和13年3月31日までとする。

2 点検回数 年1回

3 乙は、保守点検に当たって、保守点検基準によるほか、点検対象設備等の清掃業務を行わなければならない。

(点検実施条件)

第6条 点検に従事する技術者は、第4条の設備等保守点検に関する技術に精通し、熟知している者でなければならない。

2 点検業務は、日常の運用に支障をきたさないことを原則とする。

3 本特記仕様書に明示なき事項であっても、業務の履行上、当然必要と思われるものについては、乙の負担において処理するものとする。

(安全対策)

第7条 業務の実施に当たっては、交通安全に留意すると共に、作業の安全にも十分注意を払い、安全確保に努めなければならない。

2 作業点検中、非常事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(履行確認)

第8条 乙は、業務完了後「保守点検報告書」により報告し、甲の確認を受けなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行について、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の処理上、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(協議事項)

第11条 本特記仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して、これを決定する